

手続きチェックシート

③結婚されるとき

京北出張所等の窓口で行える主な手続きを示していますが、全てを示しているわけではありません。
他の手続き・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

チェック欄	届の種類	誰が	必要なもの	窓口の番号	担当
☐	婚姻届 届出の日から効力が生じます ■夫か妻の本籍地、住所地又は所在地の市区町村に届けてください。	夫になる人と妻になる人	☐ 届書（18歳以上の証人2名の署名必要） ☐ 本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ☐ （外国人の方は）婚姻要件具備証明書等	①	戸籍住民担当
☐	マイナンバー（変更事項の記載）	氏が変わる方	☐ マイナンバーカード ※住所地の市区町村役場に届け出てください。 ※右京区京北にお住まいの方は京北出張所に届け出てください。		
☐	国民健康保険 （国民健康保険にご加入の方）	本人又は世帯主（氏が変わる方及び別々に国民健康保険に加入している場合にお手続きが必要）	☐ 国民健康保険資格確認書又はマイナンバーカード ☐ 代理人の場合は委任状と本人確認書類	②	保健福祉第一担当
☐	国民年金		手続は不要です。		
☐	児童手当 （受給者の変更が無く、姓だけが変わる時）	受給者	☐ 新姓の金融機関口座番号（普通預金）の確認できるもの（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます）		
☐	児童手当 （受給者の変更があるとき）	新受給者	☐ 新受給者の個人番号確認書類 ☐ 新受給者の健康保険の資格情報が確認できる書類 ☐ 金融機関口座番号（普通預金）の確認できるもの（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます）		
☐	子ども医療 （姓又は加入健康保険が変わるとき）	保護者又は代理人	☐ 子ども医療費受給者証 ☐ 子どもの健康保険資格情報が確認できる書類（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます）		
☐	ひとり親家庭等医療	受給者	☐ 福祉医療費受給者証		
☐	児童扶養手当	受給者	☐ 手当証書 ☐ 結婚したことが分かる証明書等		
☐	小児慢性特定疾患医療費助成	保護者	右記までお問い合わせください。	③	保健福祉第二担当
☐	自立支援医療（育成医療）	保護者	右記までお問い合わせください。		
☐	精神保健福祉手帳 （姓・住所・加入健康保険が変わるとき）	受給者	右記までお問い合わせください。		
☐	自立支援医療（精神通院） （姓・住所・加入健康保険が変わるとき）	受給者	右記までお問い合わせください。		
☐	特定医療費（指定難病）受給者証 （姓・住所・加入健康保険が変わるとき）	受給者	右記までお問い合わせください。		

* 京都市子ども家庭支援課分室 TEL222-3777

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎6階

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。